

新型コロナ対策の推進を

対策経費に
府補助金が受付延長

新型コロナの感染拡大は依然として続いています。お客様や従業員の感染予防対策は進んでいますか。舞鶴商工会議所では、各業態のガイドラインに沿って営業を続けられる事業所に「宣言ステッカー」を発行中です。ご利用ください。

また、「3密」の回避やマスク、消毒など、業態でガイドラインは異なりますが、感染予防対策は必須です。京都府では、一層の徹底に向けて、対策用品の購入費等に関する補助制度の受付期間を延長されました。条件は次のとおりです。

府の補助 中小企業者等事業再出発補助金

○申し込み 10月16日（金）まで。ただし事業の9月末完了が条件

○内容 「消毒液・マスク・アクリル板」等の感

宣言ステッカー

飲食・小売り・
事務所も
どうぞ



○申し込み
舞鶴商工会議所
(Tel 62-4600)

染予防対策経費、限度10万円で10/10

○申し込み 京都府事業再出発支援補助金センター (Tel 075-748-0303)

京都府最低賃金
時間額909円で
据え置き

京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、8月25日現行（昨年10月1日発効）の909円が引き続き適用されることになりました。平成15（2003）年以來の据え置きです。

京都府最低賃金に関する詳しい内容や最新情報は、京都労働局のホームページでご確認ください。

共済制度の案内

中小機構の“経営者の退職資金準備や企業の経営リスク”に備える「共済制度」を紹介します。

小規模企業共済

○退職金

個人事業主や会社役員等が対象。廃業や退職後の生活資金などを準備しておくものです。

○掛金は所得控除

掛金は全額を確定申告時に課税対象所得から控除。

○税の優遇措置

一括で受け取る場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」。

○その他

緊急時や災害時などで借入れが可能。

経営セーフティ共済

○最高8千万円まで借入れ

「回収困難な売掛金債権等の額」と「共済掛金総額の10倍相当額（最高8千万円）」のいずれか少ない額が借入れ可能。

○無担保・無保証人

借入れは、「無担保・無保証人・無利子」。ただし、借入額の10分の1相当額を積み立てた掛金の総額から減額。

○掛金は節税対象に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円刻み）で自由に選択可能。

【問い合わせ 中小機構 (Tel 050-5541-7171)】